

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案要綱

第一 趣旨

この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。

（第一条関係）

第二 ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

一 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お年玉付郵便葉書等に関する法律第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。

るものとする。

(第二条関係)

二 組織委員会への国の職員の派遣等

1 組織委員会による派遣の要請

組織委員会は、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務のうち、スポーツに関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整、ラグビーワールドカップ大会の会場その他の施設の警備に関する計画及び選手その他の関係者の輸送に関する計画の作成、海外からの賓客の接遇その他の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができるものとする。

(第三条関係)

2 国の職員の派遣

(一) 任命権者は、1による要請があつた場合において、スポーツの振興、公共の安全と秩序の維持、交通の機能の確保及び向上、外交政策の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必

要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するためと相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、組織委員会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら組織委員会における特定業務を行うものとして当該国の職員を組織委員会に派遣することができるものとする事。

(第四条第一項関係)

(二) 任命権者は、(一)の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該国の職員に(一)の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に関する事項を明示しなければならないものとする事。

(第四条第二項関係)

(三) (一)による派遣の期間は、三年を超えることができないものとする事。ただし、組織委員会からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができるとする事。

(第四条第五項関係)

(四) (一)により組織委員会において特定業務を行う国の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る(一)の取決めに定められた内容に従って、組織委員会において特定業務を行うものとする事。

(第四条第六項関係)

(五) (一)により派遣された国の職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、職務に従事しないものとする事。 (第四条第七項関係)

3 職務への復帰

派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする事。

(第五条第一項関係)

4 派遣期間中の給与等

(一) 任命権者は、組織委員会との間で2の(一)の取決めをするに当たっては、2の(一)により派遣される国の職員が組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならないものとする事。 (第六条第一項関係)

(二) 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しないものとする事。ただし、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは

、当該派遣職員には、その派遣の期間中、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができるものとする。

（第六条第二項関係）

5 国家公務員共済組合法等の特例

組織委員会への国の職員の派遣に関し、国家公務員共済組合法、子ども・子育て支援法、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法の特例を定めること。

（第七条から第十一条まで関係）

6 派遣後の職務への復帰に伴う措置

派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことが出来るものとする。

（第十二条関係）

7 人事院規則への委任

この法律に定めるもののほか、組織委員会において国の職員が特定業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定めるものとする事。

(第十三条関係)

8 防衛省の職員への準用等

組織委員会への国の職員の派遣に関する規定の準用等、防衛省の職員の派遣に関し必要な事項を規定すること。

(第十四条関係)

9 組織委員会の役員及び職員の地位

組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする事。

(第十五条関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。